

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第30号

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成27年四日市市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(協議の手続等) 第3条 (略) 2 条例第3条に規定する公共的団体は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> (4)から(13)まで (略)	(協議の手続等) 第3条 (略) 2 条例第3条に規定する公共的団体は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) (略) (3) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> (4)から(13)まで (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)